

## ふるさと選手制度における注意事項

1. 「国民体育大会ふるさと選手制度」（国民体育大会総則5別記1）により、国民体育大会都道府県予選会から登録となります。
2. ふるさと選手制度の活用については、原則として、**1回につき2年以上連続**とし、利用できる回数は2回までとなっています。  
第76回大会より、ふるさと制度を利用し、1年目の利用後に不参加となった場合、他の居住地等で別の都道府県から参加していなければ、次回「ふるさと」を選択して参加することで1回目の継続活用ができることとなりました。
3. 手続きについては、登録選手は「ふるさと登録届」を作成し、**参加申込システム「ふるさと申込書」にデータを入力**します。国民体育大会参加申込時に「ふるさと選手制度登録・使用申請書」を北海道スポーツ協会に提出してください。  
なお、「ふるさと選手制度登録・使用申請書」の提出についてはコピーで結構ですので、原本については各競技団体に管理してください。
4. 北海道予選会で敗れて**国民体育大会に出場できなくても、ふるさと登録はしなければなりません**ので、各様式の提出とデータ入力を**国民体育大会参加申込提出期限まで**に行ってください。
5. 入力方法については、「国民体育大会参加申込システム簡易マニュアル」と「参加申込マニュアル」を参照してください。  
特に、前回大会出場の所属都道府県は、**都道府県予選会から**なので注意してください。
6. 氏名（漢字）においては、正確な文字で入力願います。**国民体育大会参加申込内容と同じ文字でなければ認識されません**。正確な文字が表記されない場合は、「異字体」を選択し「異字体報告書」により報告してください。
7. 参加申込システムより「ふるさと選手による出場選手一覧」を印刷して1部提出してください。

## 国民体育大会ふるさと選手制度 (第75回大会まで)

1. 成年種別に出場する選手は、開催基準要項細則第3項[本則第8項第1号及び第10項第4号(参加資格及び年齢基準等)]に基づき、下記のいずれかを拠点とした都道府県から参加することができる。
  - (1) 居住地を示す現住所
  - (2) 勤務地
  - (3) ふるさと
2. 「ふるさと」とは、卒業中学校又は卒業高等学校のいずれかの所在地が属する都道府県とする。

ただし、JOCエリートアカデミーに係る選手については、別に定める「JOCエリートアカデミーに係る選手の参加資格の特例措置」第3項により取り扱うものとする。
3. 我が国の競技力向上を支援する観点より、日本国籍を有する者及び「永住者」については、日本における滞在期間に関わらず、本制度を活用できるものとする。
4. 「ふるさと選手制度」を活用し参加を希望する選手は、予め所定の方法により「ふるさと」を登録しなければならない。なお、一度登録した「ふるさと」は、変更できないものとする。
5. 「ふるさと」から参加する選手は、開催基準要項細則第3項-(1)-(1)-③(国内移動選手の制限)に抵触しないものとする。
6. ふるさと選手制度の活用については、原則として、1回につき2年以上連続とし、利用できる回数は2回までとする。
7. 参加都道府県は「ふるさと選手」を別に定める様式により、当該大会実施要項で定めた参加申込み締切り期日までに、公益財団法人日本スポーツ協会宛に提出する。

### 附則

本制度は、平成16年4月13日に制定し、第60回大会から施行する。

本制度は、平成21年12月16日に改定し、第65回大会より施行する。

本制度は、平成23年3月25日に改定し、第66回本大会より施行する。

本制度は、公益財団法人日本体育協会の設立の登記の日(平成23年4月1日)から施行する。

本制度は、平成30年4月1日に改定し、施行する。

## 国民体育大会ふるさと選手制度 (第76回大会以降)

1. 成年種別に出場する選手は、開催基準要項細則第3項[本則第8項第1号及び第10項第4号(参加資格及び年齢基準等)]に基づき、下記のいずれかを拠点とした都道府県から参加することができる。
  - (1) 居住地を示す現住所
  - (2) 勤務地
  - (3) ふるさと
2. 「ふるさと」とは、卒業小学校、卒業中学校又は卒業高等学校のいずれかの所在地が属する都道府県とする。

ただし、JOCエリートアカデミーに係る選手については、別に定める「JOCエリートアカデミーに係る選手の参加資格の特例措置」第3項により取り扱うものとする。
3. 我が国の競技力向上を支援する観点より、日本国籍を有する者及び「永住者」については、日本における滞在期間に関わらず、本制度を活用できるものとする。
4. 「ふるさと選手制度」を活用し参加を希望する選手は、予め所定の方法により「ふるさと」を登録しなければならない。なお、一度登録した「ふるさと」は、変更できないものとする。
5. 「ふるさと」から参加する選手は、開催基準要項細則第3項-(1)-(1)-③(国内移動選手の制限)に抵触しないものとする。
6. ふるさと選手制度の活用については、原則として、1回につき2年以上連続とし、利用できる回数は2回までとする。
7. 参加都道府県は「ふるさと選手」を所定の様式、方法により、当該大会実施要項で定めた参加申込み締切り期日までに、公益財団法人日本スポーツ協会宛に提出する。

### 附則

本制度は、平成16年4月13日に制定し、第60回大会から施行する。

本制度は、平成21年12月16日に改定し、第65回大会より施行する。

本制度は、平成23年3月25日に改定し、第66回本大会より施行する。

本制度は、公益財団法人日本体育協会の設立の登記の日(平成23年4月1日)から施行する。

本制度は、平成30年4月1日に改定し、施行する。

本制度は、令和2年3月12日に改定し、第76回大会より施行する。

(注) 第75回大会までは、改定前の規定を適用する。